

市長の退職手当について

1 市長の退職手当に関する法令等の規定

市長の退職手当については、地方自治法で、条例で定めることにより支給することができる」と規定されている。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条

[給料、旅費及び諸手当]

第204条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

3 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

総務省からは「第三者の意見を聞き、住民の理解を十分得ること」との通知がある。

地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針（平成18年8月31日 総務省）

第1 総人件費改革

4 その他

(2) 知事等特別職の退職手当については、任期月数を上回る結果となる在職月数の算定方法の見直しや特別職報酬等審議会など第三者機関における検討を通じ、住民の十分な理解と支持が得られるよう適切な見直しを行うこと。

2 退職手当の性格

(1) 民間企業の退職手当

一般的見解として大別すると以下の3つの考え方がある。

① 勤続報償説

退職金をもって長期勤続又は在職中の功績・功労に対する報償であるとする考え方

② 賃金後払い説

労働者が在職中に受け取るべきであった賃金部分を退職に際して受け取るものであるとする考え方

③ 生活保障説

退職後における生活を保障するために支払われる給付であるとする考え方

※公務員の退職手当法詳解（退職手当制度研究会編著，学陽書房）から

(2) 公務員（一般職）の退職手当の性格

- 民間企業の退職金と同様に「勤続報償」，「賃金後払い」，「生活保障」の要素がいずれも含まれているが，勤続報償の考え方が基本にある。

第195回国会衆議院内閣委員会（平成29年12月1日）における植田内閣官房内閣人事局人事政策統括官の発言

退職手当の性格といたしましては，委員御指摘のように，賃金の後払いあるいは生活保障という側面と，加えて勤続報償という側面があると考えておまして，政府としては，性格としては勤続報償の性格が一番強いものというふうに思っております。

※勤続報償の考え方についてはこの発言以前にも繰り返し同趣旨の答弁がある。

- 地方公務員についても同様と考えられる。

第195回国会衆議院総務委員会（平成29年12月5日）における佐々木総務省自治行政局公務員部長の発言

地方公務員の給与については，地方公務員法の趣旨を踏まえ，各地方公共団体の議会において条例で定められるものであります。

退職手当については，勤続報償を基本的性格とするものですが，その見直しについて

は退職後の職員の生活設計に大きな影響を及ぼすことから、各地方公共団体において、職員への十分な周知を図りつつ、職員の理解と納得を得ながら円滑に制度改正が行われることが重要と考えています。

(3) 特別職の退職手当の性格

- 大臣等については、一般職の公務員と同様勤続報償と考えられる。

第164回国会参議院決算委員会（平成18年5月29日）における安倍晋三内閣官房長官の発言

国家公務員の退職手当は、長期間の勤続勤務に対する勤続報償を主たる性格とするものでありまして、勤続期間が短期間である国務大臣については退職手当額は比較的少額にとどまっております。

- 地方公共団体の長についても多くの地方公共団体において退職手当の計算式が次のとおりとなっているため、実態として勤続報償と考えられる。

$$\text{長の退職手当} = \text{給料月額} \times \text{支給率(固定)} \times \text{在職期間}$$

(在職期間は、年の場合と月の場合がある。)

3 呉市における条例の規定

- 呉市特別職員退職手当支給条例第2条第2項において次のとおり規定され、実態として勤続報償的な規定となっている。

$$\text{市長の退職手当} = \text{給料月額} \times 48/100 \times \text{在職月数}$$

- また呉市特別職員給料給与条例第2条第1号の規定により市長の給料月額は、1,034,000円となっている。

- したがって1期4年在職した場合の退職手当は次のとおりとなる。

$$\begin{aligned} \text{市長の退職手当} &= 1,034,000 \text{円} \times 48/100 \times 48 \text{月} \\ &= 23,823,360 \text{円} \end{aligned}$$